

川崎市告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和2年川崎市告示第624号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

（1）名称

上小田中橋場町内会

（2）事務所の所在地

川崎市中原区今井上町 10-2

（3）代表者の氏名

鈴木 幹雄

（4）代表者の住所

川崎市中原区上小田中 7-4-25

2 変更事項及びその内容

（1）事務所の所在地

「川崎市中原区今井上町 1628-1」を「川崎市中原区今井上町 10-2」に改める。